

# 令和5年 第4回定例教育委員会

令和5年4月24日（月）  
午後1時30分から  
宮代町役場202会議室

- 1 開会の宣言 教育長
- 2 挨拶
- 3 概要報告
- 4 事務局報告
  - (1) 教育総務関係
    - ア 令和5年度教育委員会事務局組織等について
      - ① 令和5年度教育推進課内職員配置 P 1
      - ② 令和5年度宮代町教育関係組織一覧 P 2
    - イ 令和4年度 教育委員会事務の執行状況 別冊
  - (2) 学校教育関係
    - ア 5月の行事予定について P 3
    - イ 5月の事業予定について P 4
- 5 審議案件
  - 議案第12号 宮代町就学支援委員会委員の委嘱について P 5
  - 議案第13号 宮代町立小・中学校への研究委嘱について P 8
  - 議案第14号 宮代町立小・中学校一貫教育推進委員会委員の委嘱について P10
  - 議案第15号 宮代町学校運営協議会委員の委嘱について P13
  - 議案第16号 宮代町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について P18
  - 議案第17号 宮代町立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令について P21
  - 議案第18号 宮代町いじめ不登校対策連絡会議設置要綱を廃止する告示について P29
  - 議案第19号 宮代町いじめ問題調査委員会設置要綱を廃止する告示について P31
- 6 報告案件
  - 宮代町立小・中学校司書教諭の発令について P33
- 7 その他
- 8 次回教育委員会について
- 9 閉会宣言 教育長

## 4 事務局報告

### (1)教育総務関係

#### ア 令和5年度教育委員会事務局組織等について

##### ① 令和5年度教育推進課内職員配置(下線部変更・異動箇所)

教育推進課長

田 中 啓 之

##### 《教育総務担当》

副課長(兼学校給食センター所長)

小 川 雅 也

主 査

高 橋 道 彰

主 事

須 原 大 輔

##### 《学校教育担当》

学校管理幹兼副課長

竹 内 知 子

主幹兼指導主事

加 藤 裕 一

指導主事

齋 藤 真 美 子

指導主事

嘉 茂 達 哉

主 幹

小 島 英 樹

##### 《生涯学習室》

室長(兼公民館長、郷土資料館長)

飯 山 武

(生涯学習・スポーツ振興担当)

主 査

田 代 宇 隆

主 査

川 崎 章 人

主 事

鈴 木 惇 也

主 事

伊 藤 遼 平

主 事

橋 本 祥 子

主 事

今 井 杏 美

(郷土資料館担当)

主 査

横 内 美 穂

主 事

久 米 美 夏

主 事

長 瀬 英 俊

主 事

木 本 和 志

② 令和5年度宮代町教育関係組織一覧〔令和5年4月1日現在〕

◎小中学校一覧

須賀小学校	宮代町大字須賀1425-1	TEL33-1325	児童数 301	学級数 14
	校長 <u>金野 泰久</u> / 教頭 <u>工藤 将之</u>			
百間小学校	宮代町字西原261	TEL32-0157	児童数 324	学級数 14
	校長 <u>塚越 健一</u> / 教頭 <u>和田 浩</u>			
東小学校	宮代町百間5-8-48	TEL32-0214	児童数 381	学級数 15
	校長 <u>高野 桂子</u> / 教頭 <u>六平 亘</u>			
笠原小学校	宮代町字百間1105	TEL34-8480	児童数 576	学級数 22
	校長 <u>山口 隆夫</u> / 教頭 <u>中村 浩二</u>			
須賀中学校	宮代町大字須賀1426-1	TEL33-1326	生徒数 160	学級数 8
	校長 <u>谷 義明</u> / 教頭 <u>平原 隆範</u>			
百間中学校	宮代町宮代3-7-38	TEL32-0142	生徒数 372	学級数 13
	校長 <u>栗原 利夫</u> / 教頭 <u>田中 理恵子</u>			
前原中学校	宮代町字中461	TEL34-0631	生徒数 154	学級数 7
	校長 <u>長井 勝利</u> / 教頭 <u>植沼 千鶴子</u>			

◎教育施設・関係機関電話番号一覧

須賀小学校	TEL0480-33-1325	学校給食センター	32-5711
百間小学校	32-0157	宮代高等学校	32-4388
東小学校	32-0214	宮代特別支援学校	35-2432
笠原小学校	34-8480	日本工業大学	34-4111
須賀中学校	33-1326	宮代幼稚園	32-3640
百間中学校	32-0142	宮代須賀幼稚園	34-5265
前原中学校	34-0631	宝光寺幼稚園	32-3833
和戸公民館		姫宮成就院幼稚園	32-4599
百間公民館		杉戸警察署	33-0110
川端公民館		宮代消防署	34-0119
須賀中さわやか相談室	33-4500	学童保育(須賀小)	32-8208
百間中さわやか相談室	32-7900	学童保育(百間小)	33-8740
前原中さわやか相談室	33-2500	学童保育(東小)	33-8680
教育支援センター	53-3727	学童保育(笠原小)	090-8723-8663
総合運動公園	32-1543	埼玉県教育局	048-824-2111
町立図書館	34-9944	東部教育事務所	048-737-2727
郷土資料館	34-8882		

## (2) 学校教育関係

### ア 5月の行事予定について

須賀小：須 百間小：百 東小：東 笠原小：笠 / 須賀中：須 百間中：百 前原中：前

小学校4校：小 中学校3校：中

日付	小学校	中学校
1日(月)	引き渡し訓練(東) 開校記念日(笠) 前原中学校陸上指導(百)	開校記念日(百) 陸上部百小指導(前)
2日(火)	離任式(百・東・笠)	
3日(水)	憲法記念日	憲法記念日
4日(木)	みどりの日	みどりの日
5日(金)	こどもの日	こどもの日
6日(土)		
7日(日)		
8日(月)	学校応援団代表者会議(東) 表札訪問～5/10(笠)	
9日(火)	百間中学校陸上指導(笠) 予定	生徒会朝会(学総壮行会)(百) 修学旅行保護者会(3年)(前)
10日(水)		修学旅行保護者会(3年)(百) 通信陸上地区大会(中)
11日(木)	埼玉県学力・学習状況調査(4～6年) (小) 交通安全教室(1・3年)(百)	埼玉県学力・学習状況調査(1～3年) (中)
12日(金)	PTA総会(東) 引き渡し訓練(笠) 交通安全教室(1・3年)(須)	通信陸上地区大会(中)
13日(土)	土曜授業・引き渡し訓練(須・百)	土曜授業・PTA総会(百)
14日(日)		
15日(月)	FG活動(東)	生徒総会(百)
16日(火)	百間小おたんじょうび集会(百) 1年招待遠足(東)	中間テスト(前) 生徒会集会(壮行会)(前)
17日(水)	PTA総会(須)	
18日(木)	小中連絡会(百) 1年招待遠足(笠)	小中連絡会(前)
19日(金)	ふれあいデー(須・百・東・笠) PTA総会(百)	ふれあいデー(須・百・前)

	避難訓練（百）	
20日（土）		
21日（日）		
22日（月）	硬筆競書会（須） 芸術鑑賞会（百） 全校遠足（東）	全校集会（壮行会）（須）
23日（火）	校内硬筆展～26日（須） 陸上大会壮行会（百）	
24日（水）		学校総合体育大会4地区大会～27日
25日（木）	宮代町小学校陸上大会（小） 交通安全教室（1・3年）（東）	
26日（金）	宮代町小学校陸上大会予備日（小） 1年招待遠足（百） 6年生古代からのメッセージ（百）	
27日（土）	学校公開日・親子歯科保健指導（笠） 学校運営協議会・PTA 総会（笠）携 帯安全教室（笠）	
28日（日）		
29日（月）	表札訪問～6/1（須） 須賀小歯と口の健康週間～6/7（須） 個人面談①～6/2（百）	学校総合体育大会4地区大会予備日 ～31日
30日（火）		
31日（水）	小中連絡会（東・笠）	小中連絡会（百）

#### イ 5月の事業予定について（教育委員会主催事業）

日付	内容	場所
9日（火）	第1回学力向上検討委員会	進修館小ホール
10日（水） 11日（木） 12日（金）	教育長訪問	各小中学校
16日（火）	環境教育担当者会議	役場 202 会議室
17日（水）	教育長面談＜小学校＞	役場 204 会議室
18日（木）	教育長面談＜中学校＞	役場 204 会議室
22日（月）	町教科指導員委嘱式	役場 202 会議室
23日（火）	人権教育担当者会議	役場 204 会議室

議案第12号

宮代町就学支援委員会の委員の委嘱につき議決を求めることについて

別紙の者を宮代町就学支援委員会の委員に委嘱することについて議決を求める。

令和5年4月24日提出

宮代町教育委員会  
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

別紙の者を宮代町就学支援委員会の委員に委嘱したいので、宮代町就学支援委員会  
条例第3条の規定により、この案を提出するものである。

なお、任期は令和5年4月1日から令和6年3月31日とする。

宮代町就学支援委員会名簿

任期 令和5年4月1日～令和6年3月31日

	区 分	役 職 名	氏 名
1	委員（第1号委員）	宮代町医師会	鈴木 仁志
2	委員（第2号委員）	宮代特別支援学校 教諭	小林 祐太郎
3	委員（第2号委員）	宮代特別支援学校 教諭	武笠 美幸
4	委員（第2号委員）	春日部特別支援学校 教諭	山口 友美
5	委員（第2号委員）	言語聴覚士	田尻 恵美子
6	委員（第4号委員）	子育て支援課長	横内 宏巳
7	委員（第3号委員）	須賀小学校 校長	金野 泰久
8	委員（第3号委員）	百間小学校 校長	塚越 健一
9	委員（第3号委員）	東 小学校 校長	高野 桂子
10	委員（第3号委員）	笠原小学校 校長	山口 隆夫
11	委員（第3号委員）	須賀中学校 校長	谷 義明
12	委員（第3号委員）	百間中学校 校長	栗原 利夫
13	委員（第3号委員）	前原中学校 校長	長井 勝利
14	委員（第3号委員）	須賀小学校 教諭	渡邊 裕治
15	委員（第3号委員）	百間小学校 教諭	野平 早苗
16	委員（第3号委員）	東小学校 教諭	西谷 かおり
17	委員（第3号委員）	笠原小学校 教諭	藤田 美紀
18	委員（第3号委員）	須賀中学校 教諭	丸子 武志
19	委員（第3号委員）	百間中学校 教諭	田口 和紗
20	委員（第3号委員）	前原中学校 教諭	伊藤 綾子
			定数は20名
	アドバイザー	保健センター主任保健師	岡本 知佳子
	アドバイザー	非常勤指導主事	毛塚 悟
	アドバイザー	教育相談員	久野 弘子
	事務局	学校管理幹兼副課長	竹内 知子
	事務局	主幹兼指導主事	加藤 裕一
	事務局	指導主事	齋藤 真美子
	事務局	指導主事	嘉茂 達哉

※専門員委員会（第2～4回）は2・3・4及び14～20の委員により組織する。

【資料】 宮代町就学支援委員会条例（抜粋）

平成18年3月23日 条例第8号

（設置）

第1条 障害のある幼児、児童及び生徒（以下「障害児」という。）に対し、適正な就学に係る教育的支援を行うため、宮代町就学支援委員会（以下「就学支援委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 就学支援委員会は、宮代町教育委員会の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- （1） 障害児の障害の種類及び程度の判断に関する事。
- （2） 障害児の就学に係る教育的支援に関する事。

（組織）

第3条 就学支援委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる職にある者のうちから教育委員会が委嘱する。

- （1） 医師
- （2） 識見を有する者
- （3） 教育経験者
- （4） 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

3 就学支援委員会は、必要に応じ専門委員会を置くことができる。

（任期）

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、連続して6年を超えない範囲において再任されることができる。ただし、当該附属機関の所掌事務に関し特に専門的な知識経験等を有する者が当該委員以外に得難い等特別の事情がある場合又は任期の途中である場合は、この限りでない。

《以下、省略》

議案第13号

宮代町立小・中学校への研究委嘱につき議決を求めることについて

別紙のとおり宮代町立小・中学校への研究委嘱することについて議決を求める。

令和5年4月24日提出

宮代町教育委員会  
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

別紙のとおり宮代町立小・中学校へ研究委嘱したいので、宮代町立小・中学校研究委嘱要綱及び宮代町立小・中学校研究委嘱実施要項の規定により、この案を提出するものである。

令和5年度 学校研修課題一覧表

宮代町教育委員会

須賀小学校	主体的にコミュニケーションを図り、 仲間と共に学びを深めようとする児童の育成 ～伝え合う活動を通して学びを深める授業の創造 (国語科を中心として) ～ (3年次)
百間小学校	自ら考え共に学び合う中で、「できた！」を実感できる児童の育成 ～基礎的・基本的な知識・技能を定着させる指導法の工夫～ (2年次)
東 小学校	「自ら考え、学びに向かう東っ子の育成」 ～思考し、判断・表現する力を高める授業の工夫～ (国語科を中心にして) (3年次)
笠原小学校	『主体的に学びに向かい、表現できる児童の育成』 ～「読みたい・書きたい・伝えたい」国語科授業の創造～ (4年次)
須賀中学校	生きる力をはぐくむ小中一貫教育 主体的な学びに向かう生徒の育成 ～自ら「課題発見・課題解決」に取り組む学習指導の工夫～ (3年次)
百間中学校	生徒の思考力・判断力・表現力の向上を図る授業改善 ～各教科における生徒の主体的・対話的で深い学びを通して～ (1年次)
前原中学校	「学ぶ力を高め、主体的・協働的に学び合える生徒の育成」 ～個別最適な学びの実現を目指して～ (4年次)

議案第14号

宮代町立小・中学校一貫教育推進委員会の委員の委嘱につき議決を求めること  
について

別紙の者を宮代町立小・中学校一貫教育推進委員会の委員に委嘱することについて  
議決を求める。

令和5年4月24日提出

宮代町教育委員会  
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

別紙の者を宮代町立小・中学校一貫教育推進委員会の委員に委嘱したいので、宮代町立小・中学校一貫教育推進委員会設置規則第3条の規定により、この案を提出するものである。

宮代町立小・中学校一貫教育推進委員会名簿

任期 令和5年4月1日～令和7年3月31日

番号	職・職名	氏名	備考
1	公募による町民	上田 悟	
2	公募による町民	齋藤 勉	
3	公募による町民	木村 由美子	
4	校長	金野 泰久	須賀小学校
5	校長	塚越 健一	百間小学校
6	校長	高野 桂子	東小学校
7	校長	山口 隆夫	笠原小学校
8	校長	谷 義明	須賀中学校
9	校長	栗原 利夫	百間中学校
10	校長	長井 勝利	前原中学校
11	保護者代表	*	須賀小学校
12	保護者代表	*	百間小学校
13	保護者代表	*	東小学校
14	保護者代表	* 団体推薦	笠原小学校
15	保護者代表	*	須賀中学校
16	保護者代表	*	百間中学校
17	保護者代表	*	前原中学校

- 事務局
- ・竹内 知子 (学校管理幹兼副課長)
  - ・加藤 裕一 (主幹兼指導主事)
  - ・齋藤真美子 (指導主事)
  - ・嘉茂 達哉 (指導主事)

【資料】 宮代町立小・中学校一貫教育推進委員会設置規則（抜粋）

平成15年10月1日 教委規則第7号

最終改正 平成24年6月21日教委規則第3号

（設置）

第1条 宮代町立小・中学校の一貫教育に関する施策を適正かつ円滑に実施するため、宮代町立小・中学校一貫教育推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項について、助言や運営上の協力活動を行う。

- （1） 教育活動に関すること。
- （2） 児童生徒の交流に関すること。
- （3） 教職員の研修に関すること。
- （4） 施設の相互利用に関すること。
- （5） その他小・中学校の一貫教育に関すること。

（組織）

第3条 推進委員会は、次に掲げる者をもって組織し、教育委員会が任命する。

- （1） 公募による町民 3人
- （2） 宮代町立小・中学校長 7人
- （3） 宮代町立小・中学校保護者代表 7人

（任期）

第4条 推進委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第5条 推進委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

《以下、省略》

議案第15号

宮代町学校運営協議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

別紙の者を宮代町学校運営協議会委員に委嘱することについて議決を求める。

令和5年4月24日提出

宮代町教育委員会  
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

別紙の者を宮代町学校運営協議会委員に委嘱したいので、宮代町学校運営協議会規則第8条の規定により、この案を提出するものである。

なお、任期は、令和5年5月1日から令和6年3月31日とする。

宮代町学校運営協議会委員名簿

任期 令和5年5月1日～令和6年3月31日

学校名	氏名	区分
須賀小学校	1 大川 香	(3) 設置学校の運営に資する活動を行う者
	2 野本 俊男	(2) 設置学校の地域住民
	3 矢部 久成	(3) 設置学校の運営に資する活動を行う者
	4 三笥 隆司	(2) 設置学校の地域住民
	5 吉永 勝治	(6) 学識経験者
	6 金野 泰久	(4) 設置学校の校長
	7 工藤 将之	(5) 設置学校の教職員 ※教頭
百間小学校	1 成田 稔	(6) 学識経験者
	2 国川 恵子	(2) 設置学校の地域住民
	3 渡邊 和夫	(3) 設置学校の運営に資する活動を行う者
	4 金子 輝男	(2) 設置学校の地域住民
	5 杉村 健	(1) 設置学校の児童又は生徒の保護者 ※前PTA会長
	6 塚越 健一	(4) 設置学校の校長
	7 和田 浩	(5) 設置学校の教職員 ※教頭
東小学校	1 佐藤 恵祐	(1) 設置学校の児童又は生徒の保護者 ※前PTA会長
	2 新井 智	(6) 学識経験者
	3 加藤 廸子	(2) 設置学校の地域住民
	4 小島 隆子	(6) 学識経験者
	5 小泉 泰昭	(1) 設置学校の児童又は生徒の保護者 ※現PTA会長
	6 高野 桂子	(4) 設置学校の校長
	7 六平 亘	(5) 設置学校の教職員 ※教頭
笠原小学校	1 松本 和俊	(6) 学識経験者
	2 青田 文男	(1) 設置学校の児童又は生徒の保護者 ※前PTA会長
	3 式田 正利	(2) 設置学校の地域住民
	4 邑田 一夫	(3) 設置学校の運営に資する活動を行う者
	5 島村 姪子	(2) 設置学校の地域住民
	6 山口 隆夫	(4) 設置学校の校長
	7 中村 浩二	(5) 設置学校の教職員 ※教頭

須賀中学校	1 岩上 孔昭	(6) 学識経験者
	2 為ヶ谷 千佳子	(2) 設置学校の地域住民
	3 上田 悟	(3) 設置学校の運営に資する活動を行う者
	4 大和田 由梨	(2) 設置学校の地域住民
	5 栗本 隆雄	(2) 設置学校の地域住民
	6 石井 大晴	(1) 設置学校の児童又は生徒の保護者 ※現PTA会長
	7 谷 義明	(4) 設置学校の校長
	8 平原 隆範	(5) 設置学校の教職員 ※教頭
百間中学校	1 下 康浩	(2) 設置学校の地域住民
	2 三浦 一江	(2) 設置学校の地域住民
	3 新井 庸一	(2) 設置学校の地域住民
	4 土渕 早苗	(1) 設置学校の児童又は生徒の保護者 ※現PTA会長
	5 上野 雅子	(2) 設置学校の地域住民
	6 栗原 利夫	(4) 設置学校の校長
	7 田中 理恵子	(5) 設置学校の教職員 ※教頭
前原中学校	1 仙波 博崇	(1) 設置学校の児童又は生徒の保護者
	2 中田 紀子	(2) 設置学校の地域住民
	3 斎藤 玲子	(3) 設置学校の運営に資する活動を行う者
	4 吉田 シゲ子	(6) 学識経験者
	5 中野 松夫	(7) 前各号に掲げる者のほか教育委員会が 適当と認める者
	6 長井 勝利	(4) 設置学校の校長
	7 柿沼 千鶴子	(5) 設置学校の教職員 ※教頭

※令和4年度から令和5年度までは、小学校1校、中学校1校に設置

令和5年度から小学校4校、中学校3校に設置

【参考】宮代町学校運営協議会規則（抜粋）

令和3年3月24日 教委規則第1号

（趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という）について、必要な事項を定める。

（目的）

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、宮代町教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画や支援・協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

（設置）

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、小中一貫教育を施す場合その他教育委員会が二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、二以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「設置学校」という。）を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

（学校運営に関する基本的な方針の承認）

第4条 設置学校の校長は、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- （1）教育目標及び学校経営計画に関すること
- （2）教育課程の編成に関すること
- （3）組織編成に関すること
- （4）学校と保護者、地域住民等との連携による教育の充実に関すること
- （5）その他対象学校の校長が必要と認める事項に関すること。

2 設置学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うこととする。

(委員の任命)

第8条 協議会の委員は、10名内とし、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 設置学校の児童又は生徒の保護者
- (2) 設置学校の地域住民
- (3) 設置学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 設置学校の校長
- (5) 設置学校の教職員
- (6) 学識経験者
- (7) 前各号に掲げる者のほか教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、設置学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。

4 委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。

(任期)

第10条 委員の任期は、第8条第1項の任命の日から任命の日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 第8条第3項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第12条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により、選出する。

2 会長が会議を招集し、議事を掌る。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行うものとする。

《以下、省略》

議案第16号

宮代町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について

別紙のとおり宮代町立小・中学校管理規則の一部を改正することについて議決を求める。

令和5年4月24日

宮代町教育委員会  
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

学校運営協議会の設置に伴い、学校評議員に関する規定等について改正するものである。

宮代町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月 日

宮代町教育委員会  
教育長

宮代町教育委員会規則第 号

宮代町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

宮代町立小・中学校管理規則（昭和32年宮代町教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第1項第1号中「特殊学級」を「特別支援学級」に改める。

第19条の2第1項を次のように改める。

第19条の2 学校に学校評議員を置く。ただし、事情の規定により学校運営協議会が置かれるときは、学校評議員を置かないことができる。

第19条の2の次に次の1条を加える。

（学校運営協議会）

第19条の3 教育委員会は、規則で定めるところにより、学校のうちその指定する学校（以下「指定学校」という。）の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮代町立小・中学校管理規則新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(特別の教育課程の編成、届出)</p> <p>第4条の2 校長は、特別の教育課程を編成する場合には、次に掲げるものを5月末日までに教育委員会に届け出るものとする。ただし、通級による指導に係る特別の教育課程は、通級による指導実施要綱に基づき教育委員会に届け出るものとする。</p> <p>(1) <u>特別支援学級の教育目標及び指導の重点</u></p> <p>(2) 及び (3) (略)</p> <p>(学校評議員)</p> <p>第19条の2 <u>学校に、学校評議員を置く。ただし、次条の規定により学校運営協議会が置かれるときは、学校評議員を置かないことができる。</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>(<u>学校運営協議会</u>)</p> <p>第19条の3 <u>教育委員会は、規則で定めるところにより、学校のうちその指定する学校(以下「指定学校」という。)の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。</u></p>	<p>(特別の教育課程の編成、届出)</p> <p>第4条の2 校長は、特別の教育課程を編成する場合には、次に掲げるものを5月末日までに教育委員会に届け出るものとする。ただし、通級による指導に係る特別の教育課程は、通級による指導実施要綱に基づき教育委員会に届け出るものとする。</p> <p>(1) <u>特殊学級</u> の教育目標及び指導の重点</p> <p>(2) 及び (3) (略)</p> <p>(学校評議員)</p> <p>第19条の2 <u>校長は、学校運営に資するため、学校評議員を置くものとする。</u></p> <hr/> <p>2～4 (略)</p>

議案第17号

宮代町立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令について

別紙のとおり宮代町立小・中学校職員服務規程の一部を改正することについて議決を求める。

令和5年4月24日

宮代町教育委員会  
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

埼玉県立学校職員服務規程の一部改正に伴い、高齢者部分休業の承認等に係る規定の整備及び様式等の追加等について改正するものである。

宮代町教育委員会訓令第 号

宮代町立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年4月 日

宮代町教育委員会

教育長 中 村 敏 明

宮代町立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令

宮代町立小・中学校職員服務規程（昭和32年宮代町教育委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第16条の10中「（様式第6号の13）」を「（様式第6号の15）」に改め、同条を第16条の12とする。

第16条の11中「（様式第6号の14）」を「（様式第6号の16）」に改め、同条を第16条の13とする。

第16条の12中「（様式第6号の15）」を「（様式第6号の17）」に改め、同条を第16条の14とする。

第16条の13中「（様式第6号の16）」を「（様式第6号の18）」に改め、同条を第16条の15とする。

第16条の9の次に次の2条を加える。

（高齢者部分休業の承認申請）

第16条の10 職員は、地方公務員法第26条の3第1項の規定により高齢者部分休業の承認の申請をしようとするときは、教育長が別に定める日までに、高齢者部分休業承認申請書（様式第6号の13）をもって、校長を経て教育委員会に届け出なければならない。

2 教育委員会は、高齢者部分休業の承認の申請をした職員に対し、当該申請の内容を確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

（高齢者部分休業の変更承認等申請）

第16条の11 高齢者部分休業をしている職員は、現に承認を受けている高齢者部分休業の一部を変更し、又は取消しをしようとするときは、高齢者部分休業変更承認等申請書（様式第6号の14）をもって、校長を経て教育委員会に届け出なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項に規定する申請について準用する。

様式第6号の13中「（第16条の10関係）」を「（第16条の12関係）」に改め、同様式を別表第6号の15とする。

様式第6号の14中「（第16条の11関係）」を「（第16条の13関係）」に改め、同様式を別表第6号の16とする。

様式第6号の15中「(第16条の12関係)」を「(第16条の14関係)」に改め、同様式を別表第6号の17とする。

様式第6号の16中「(第16条の13関係)」を「(第16条の15関係)」に改め、同様式を別表第6号の18とする。

様式第6号の12の次に次の二表を加える

様式第6号の13 (第16条の10関係)

表

高齡者部分休業承認申請書	
年 月 日	
宮代町教育委員会 様	
学校名	職名 氏名
次のとおり高齡者部分休業の承認を申請します。	
1 申請期間	年 月 日 から 年 月 日 まで (定年退職日)
2 休業時間 (1週間当たり)	時間 (内訳 )
3 申請理由	

(注) 1 「2 休業時間 (1週間当たり)」欄は、申請しようとする休業時間の内訳を併記すること。

2 高齡者部分休業の承認の取消しを申請する場合は、裏面に記入し、申請することができる。

## 裏

職 名				氏 名			時間数	備 考
承認				高齢者部分休業の承認の 取消しを申請する時間			時間数	備 考
決裁 権者				月日	午 前	午 後		
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	

(注) 承認欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

様式第6号の14（第16条の11関係）

高齢者部分休業変更承認等申請書 年 月 日	
宮代町教育委員会 様	
学校名 職名 氏名	
次のとおり高齢者部分休業の変更の承認又は取消しを申請します。	
1 変更・取消し の理由	
2 変更後の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
3 変更後の 休業時間 （1週間当たり）	時間 （内訳 ）

（注）「3 変更後の休業時間（1週間当たり）」欄は、変更の承認を申請しようとする休業時間の内訳を併記すること

附 則

この訓令は、制定の日から施行する。

宮代町立小・中学校職員服務規程新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>宮代町小・中学校職員服務規程 第1条～第16条の9 (略) <u>(高齢者部分休業の承認申請)</u> 第16条の10 職員は、地方公務員法 第26条の3第1項の規定により高齢 者部分休業の承認の申請をしようとす るときは、教育長が別に定める日まで に、<u>高齢者部分休業承認申請書(様式第 6号の13)</u>をもって、校長を経て教育 委員会に届け出なければならない。 2 <u>教育委員会は、高齢者部分休業の承 認の申請をした職員に対し、当該申請 の内容を確認するため必要があると認 める書類の提出を求めることができ る。</u> <u>(高齢者部分休業の変更承認等申請)</u> 第16条の11 <u>高齢者部分休業をして いる職員は、現に承認を受けている高 齢者部分休業の一部を変更し、又は取 消しをしようとするときは、高齢者部 分休業変更承認等申請書(様式第6の 14)をもって、校長を経て教育委員会 に届け出なければならない。</u> 2 <u>前条第2項の規定は、前項に規定す る申請について準用する。</u> 第16条の12～第16条の15 (略) 第17条～第25条 (略)</p> <p>様式第1号～様式第6号の12 (第16 条の9関係) (略)</p> <p>様式第6号の13 (第16条の10関係)</p>	<p>宮代町小・中学校職員服務規程 第1条～第16条の9 (略) <u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第16条の12～第16条の13 (略) 第17条～第25条 (略)</p> <p>様式第1号～様式第6号の12 (第16 条の9関係) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>



様式第6号の14（第16条の11関係）

高齢者部分休業変更承認等申請書	
年 月 日	
宮代町教育委員会 様	
学校名	職名 氏名
次のとおり高齢者部分休業の変更の承認又は取消しを申請します。	
1 変更・取消し の理由	
2 変更後の期間	年 月 日 から 年 月 日まで
3 変更後の 休業時間 (1週間当たり)	時間 (内訳 )

〔注〕「3 変更後の休業時間（1週間当たり）」欄は、変更の承認を申請しようとする休業時間の内訳を併記すること

附 則

この訓令は、制定の日から施行する。

様式第6号の15（第16条の12関係）

（略）

様式第6号の16（第16条の13関係）

（略）

様式第6号の17（第16条の14関係）

（略）

様式第6号の18（第16条の15関係）

（略）

様式第7号～様式第11号 （略）

様式第6号の13（第16条の10関係）

（略）

様式第6号の14（第16条の11関係）

（略）

様式第6号の15（第16条の12関係）

（略）

様式第6号の16（第16条の13関係）

（略）

様式第7号～様式第11号 （略）

議案第18号

宮代町いじめ不登校対策連絡会議設置要綱を廃止する告示について

別紙のとおり宮代町いじめ不登校対策連絡会議設置要綱を廃止することについて議決を求める。

令和5年4月24日

宮代町教育委員会  
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

宮代町いじめ防止等のための組織に関する条例の制定に伴い、本規定について廃止するものである。

宮代町教育委員会告示第 号

宮代町いじめ不登校対策連絡会議設置要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和5年4月 日

宮代町教育委員会

教育長 中 村 敏 明

宮代町いじめ不登校対策連絡会議設置要綱を廃止する告示

宮代町いじめ不登校対策連絡会議設置要綱(平成27年宮代町教育委員会告示第8号)は、廃止する。

附 則

この告示は、制定の日から施行する。

議案第19号

宮代町いじめ問題調査委員会設置要綱を廃止する告示について

別紙のとおり宮代町いじめ問題調査委員会設置要綱を廃止することについて議決を求める。

令和5年4月24日

宮代町教育委員会  
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

宮代町いじめ防止等のための組織に関する条例の制定に伴い、本規定について廃止するものである。

宮代町教育委員会告示第 号

宮代町いじめ問題調査委員会設置要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和5年4月 日

宮代町教育委員会

教育長 中 村 敏 明

宮代町いじめ問題調査委員会設置要綱を廃止する告示

宮代町いじめ問題調査委員会設置要綱（令和3年宮代町教育委員会告示第10号）  
は、廃止する。

附 則

この告示は、制定の日から施行する。

## 6 報告案件

### 宮代町立小・中学校司書教諭の発令について

宮代町立小・中学校司書教諭 発令名簿

司書発令期間 令和5年4月10日～令和6年3月31日

学校名	氏名	発令の職名	司書教諭 経験年数
須賀小学校	田中 葉月	司書教諭	1年
百間小学校	富澤 孝子	司書教諭	20年
東小学校	和田 あゆみ	司書教諭	1年
笠原小学校	中村 智子	司書教諭	14年
須賀中学校	発令なし	保有者なし	
百間中学校	鶴川 裕介	司書教諭	なし
前原中学校	発令なし	保有者なし	